

平成30年度事業計画



—光のあたりにくい人々とともに歩む—

社会福祉
法人

ロザリオの聖母会

I はじめに

本年度は前年度から完全施行された改正社会福祉法に基づく事業運営の2年目となる。利用者・家族、行政、地域社会などさまざまな利害関係者に対する説明責任を果たすため、評議員会、理事会、監事、会計監査人の各機関によるガバナンスとコンプライアンスを前年度の改善点も踏まえて徹底させたい。

また、業務遂行の適正さを保障するために自律システムとしての内部統制の整備と完成を目指す。このために会計監査人、内部監査室、内部監査人が緊密に連携しながら問題の洗い出しと修正に対処する。

本年度の重点項目として、

- ①施設・事業所管理面では入所系、通所系、居住系、訪問・相談系の形態別に、それぞれの特色を生かし、資源を有効活用できるように目標を設定した。
- ②我々の本務である利用者サービスに関しては、利用者個人の権利尊重と擁護、質の高い適時のサービス提供、それらの下支えとなる施設・設備の改善や整備を三つの柱として挙げた。
- ③利用者、職員のリスク管理では、ドライブレコーダーの更なる普及促進による交通安全対策、感染症の予防拡大対策、フィジカル・メンタル両面の労災対策、マンパワーの再生産のためのワークライフバランスを新規に盛り込んだ。
- ④社会貢献活動では、旭地区ではM a d o - k a 事業による子ども食堂、佐原駅近隣に開設した駅前サロンによる地域住民の方への憩いや触れ合いの場の提供を盛り込んだ。

ここ数年来の最大の懸念材料は、少子高齢化による求人難である。国会だけの問題ではなく本邦全体の問題でもあるが、識者によれば「日本の総人口はこのままだと50年で3分の2の数になり、100年で半減していく。2040年には自治体の半数が消滅する。」とのこと。世界的な国難と感ずるが、「陰極まって陽生ず」の譬えのように、長期的には負の状況から好転するであろう。

種々の要因が複雑に絡み合った構造的な問題であるため、即効的処方箋は見当たらないが、急激に減少する就業者数で今までと同じような経済活動を保つためには何よりも生産性の向上が肝要と思う。業務の見直しによる不要不急の慣例的な業務削減も一法である。

働く意欲と能力のある60歳を超える方々の活用も有力な手段であり、本会では本年度よりシニア職制度を本格運用する。日本人の排他性に因る難しさもあるが、EPA等による外国人労働者受け入れも検討したい。

某シンクタンクとイギリスの大学の共同研究では早ければ2025年、遅くとも2035年には日本の労働人口の49%がAIやロボット等で代替可能との衝撃的な発表が数年前にあった。一方、医療・福祉業界は代替可能性の低い業種としても列挙されている。これらの技術革新は我々の業務の一部代替や補完は可能でも完全代替は難しいかも知れない。

進化の方向性や結果は流動的であるが、少しでも生産性を向上し、サービスの質と量を維持し、職員の負担を軽減するために、先鞭を付けてこれらのICT技術の果実である最新の機械・器具の導入検討を積極的に進めたい。

II ロザリオの聖母会の理念及び倫理綱領

1 経営理念

光のあたりにくい人々とともに歩む

2 サービス提供の基本理念

- (1) 利用者の生命の尊厳、人権及び人生を大切にする
- (2) 利用者の願いや要求に真摯に向き合い、理解し、共感する
- (3) 利用者の自立・自己実現・自己決定の過程を支援する

3 倫理綱領

(1) 生命の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりがかげがえのない存在として認め、その人なりの人生を大切にします。

(2) 人権の擁護

私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さないことを誓います。

(3) 個性、主体性の尊重

私たちは、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本とした支援を心がけます。

(4) 社会参加の促進

私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員としての市民生活を送れるよう支援します。

(5) 生活環境の整備

私たちは、利用者一人ひとりが生活者として快適な日々を過ごせるよう、施設及び周辺的环境整備に努めます。

(6) 豊かな地域生活へ

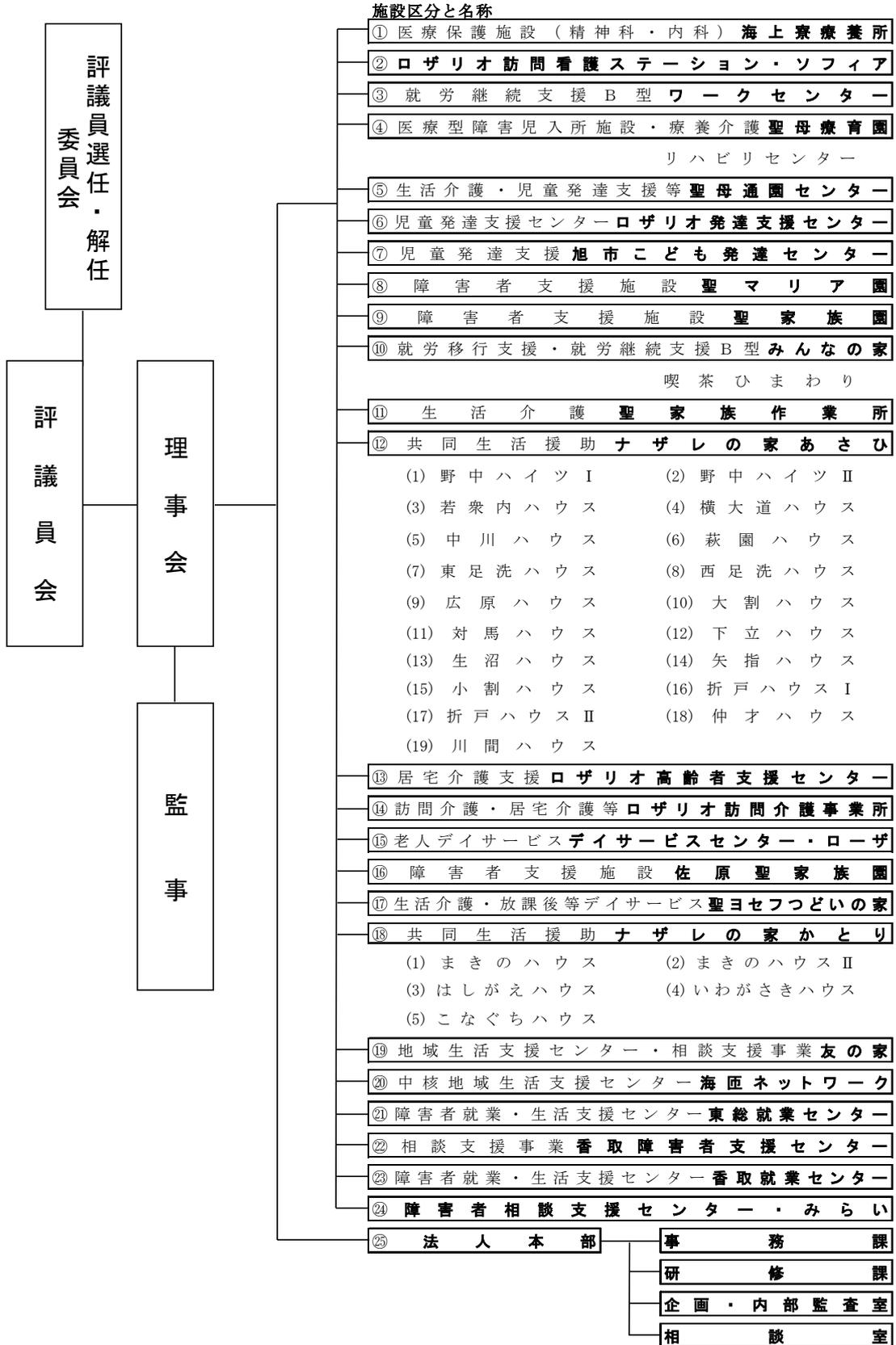
私たちは、地域で生活する障害者が豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに添った支援を心がけます。

(7) 職員として

私たちは、福祉施設職員としての専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりに適切な支援が提供できるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、研鑽と人間的成長に努めます。

Ⅲ 本会の事業

1 組織



2 事業内容(○は定款記載事業、●は定款に記載のない事業)

2-1 入所系事業

- | | |
|-------------|-------------------|
| ○医療保護施設 | 海上寮療養所 |
| ○医療型障害児入所施設 | 聖母療育園 |
| ○障害者支援施設 | 聖マリア園、聖家族園、佐原聖家族園 |

2-2 居住支援系事業

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ○共同生活援助 | ナザレの家あさひ(旭地区)
ナザレの家かとり(香取地区) |
|---------|---------------------------------|

2-3 通所(日中活動)系事業

- | | |
|------------------|---|
| ●認知症外来 | 海上寮療養所 |
| ●精神科デイケア | 海上寮療養所 |
| ○療養介護 | 聖母療育園 |
| ●障害児(者)リハビリテーション | 聖母療育園 |
| ●障害児者歯科診療 | 聖母療育園 |
| ○日中一時支援事業 | 聖母療育園、聖母通園センター、聖マリア園、
聖家族園、聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○児童発達支援 | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたば保育園)、旭市こども発達センター |
| ○放課後等デイサービス | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたばクラブ)、聖ヨセフつどいの家 |
| ○保育所等訪問支援 | ロザリオ発達支援センター |
| ○短期入所 | 聖母療育園、聖マリア園、聖家族園、
佐原聖家族園 |
| ○生活介護 | 聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、
聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○就労移行支援 | みんなの家 |
| ○就労継続支援B型 | ワークセンター、みんなの家 |
| ○就労定着支援 | みんなの家 |
| ○老人デイサービス事業 | デイサービスセンター・ローザ |
| ○老人短期入所事業 | 聖マリア園 |
| ●働く場 | 喫茶ひまわり |
| ●遊びの場 | おもちゃ図書館(さわやかホール) |

2-4 訪問・相談等地域生活支援系事業

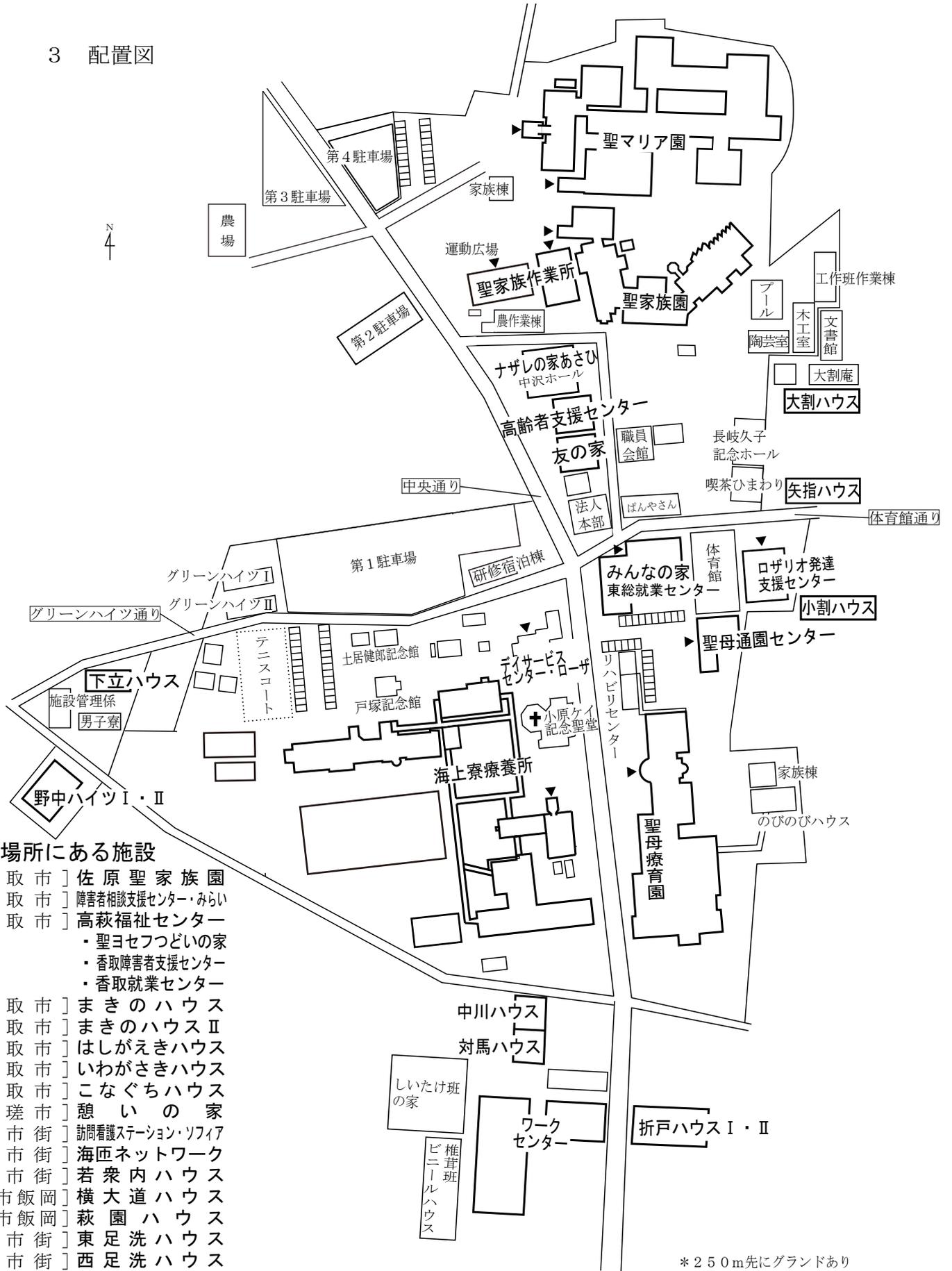
●認知症訪問診療	海上寮療養所
●訪問看護	海上寮療養所
○訪問看護事業	ロザリオ訪問看護ステーション・ソフィア
○障害児相談支援事業	友の家、ロザリオ発達支援センター、 海匠ネットワーク、 香取障害者支援センター、 障害者相談支援センター・みらい
○相談支援	友の家、ロザリオ発達支援センター、 海匠ネットワーク、 香取障害者支援センター、 障害者相談支援センター・みらい
○地域活動支援センター I 型	友の家（旭市、匝瑳市）
○精神障害者地域移行支援事業	友の家、香取障害者支援センター（千葉県）
○相談支援事業	友の家（旭市、匝瑳市）、 香取障害者支援センター（香取市）
○千葉県障害児等療育支援事業	聖母療育園、ロザリオ発達支援センター
○基幹相談支援センター	海匠ネットワーク（旭市） 香取障害者支援センター（香取市、神崎町、 東庄町）
○障害者虐待防止センター	海匠ネットワーク（旭市） 香取障害者支援センター（香取市、神崎町、 東庄町）
●訪問リハビリテーション	聖母療育園
●海匠・香取地区療育相談支援事業	ロザリオ発達支援センター（旭市、銚子市、 香取市、匝瑳市、神崎町、多古町、東庄町、 横芝光町の4市4町）
●療育相談支援機能強化事業	ロザリオ発達支援センター
●乳幼児検診時における心理相談	ロザリオ発達支援センター （旭市、多古町、横芝光町）
○障害者就業・生活支援センター事業	東総就業センター、香取就業センター
○障害者雇用アドバイザー事業	東総就業センター、香取就業センター
○居宅介護支援事業	ロザリオ高齢者支援センター
○老人居宅介護等事業	ロザリオ訪問介護事業所
○居宅介護	ロザリオ訪問介護事業所
○重度訪問介護	ロザリオ訪問介護事業所
○同行援護	ロザリオ訪問介護事業所
○行動援護	ロザリオ訪問介護事業所
○移動支援事業	ロザリオ訪問介護事業所
●コミュニケーション支援	ロザリオ訪問介護事業所

- 中核地域生活支援センター 海匠ネットワーク
- 障害者グループホーム等支援事業 海匠ネットワーク、香取障害者支援センター

2-5 その他

- 障害支援区分認定調査業務委託 友の家（旭市）
香取障害者支援センター（香取市）
- 要介護認定調査委託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 介護予防支援業務委託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 被災要援護者等生活再建相談支援事業委託
海匠ネットワーク（旭市）
- 被保護者就労支援事業委託 海匠ネットワーク（旭市）
- 障害者配食サービス事業委託 みんなの家（旭市）
- 一時保護事業 ロザリオの聖母会（千葉県）
- 社会貢献活動 コミュニケーションセンターMado-ka（マドカ）
佐原駅前サロン

3 配置図



離れた場所にある施設

- [香取市] 佐原聖家族園
- [香取市] 障害者相談支援センター・みらい
- [香取市] 高萩福祉センター
・ 聖ヨセフつどいの家
・ 香取障害者支援センター
・ 香取就業センター
- [香取市] まきのハウス
- [香取市] まきのハウスII
- [香取市] はしがえきハウス
- [香取市] いわがさきハウス
- [香取市] こなぐちハウス
- [匝瑳市] 憩いの家
- [旭市街] 訪問看護ステーション・ソフィア
- [旭市街] 海匠ネットワークス
- [旭市街] 若衆内ハウス
- [旭市飯岡] 横大道ハウス
- [旭市飯岡] 萩園ハウス
- [旭市街] 東足洗ハウス
- [旭市街] 西足洗ハウス
- [旭市海上] 広原ハウス
- [旭市街] 生沼ハウス
- [旭市街] 仲才ハウス
- [旭市街] 川間ハウス
- [東足洗浜] グラウンド

IV 中・長期計画

- 社会福祉法改正に伴う経営組織体制の再構築と管理体制の改革
- 信頼、理解、協力を得るための主体的・能動的な情報発信と公開
- 多様なニーズへの関わり等、公益的な取り組みによる社会・地域貢献の推進
- 総合的な人材マネジメントの実現（採用・配置・異動、考課、給与、教育研修）
- 地域医療・福祉システムへの関わりと地域の福祉課題への取り組み
- 訪問事業、外来事業、就労・退院促進事業等の地域サービス拡充
- 入所系施設の拠点化及び地域生活支援の拡充
- 通所系事業所のサービス内容の充実及び機能・役割の明確化
- グループホームのサービスの質向上と運営安定化
- 相談系事業所の統合等による経営安定化と量的・質的向上及び連携強化
- 法人及び施設・事業所の将来像にかかる長期ビジョンの策定

V 年度計画

1 主な計画

1-1 本年度の重点目標

(1) 運営管理

ー福祉・医療の情勢や動向を注視しつつ施設・事業所の安定的運営に努めるー

ア 制度改正など諸情勢を踏まえた施設・事業所の課題と展望

- 入所系 障害者の地域生活を支援する拠点としての役割・機能の推進
 - ①日中活動の充実及び重度化・高齢化対策など入所利用者へのサービス向上を図る。
 - ②地域移行を含めた利用者の地域生活支援について、病院及び入所系施設がそれぞれの機能、役割に応じた具体的な取り組みを実施する。
- 通所系 法人内通所事業所間の連携強化による安定的な運営
 - ①通所事業所相互に連携して業務内容の改善や人員配置問題に取り組み総合的に運営を安定化するよう努める。
 - ②事業種別毎に求められる専門性や役割への認識を深めつつ事業目的の充実に努める。
- 居住系 利用者の多様化や個々のニーズに対応して生活の本拠地としての機能充実
 - ①世話人不足の解消に努めつつ常勤職員配置や組織改編等によって多様化する利用者や地域のニーズに応える。
- 訪問・相談系 相談事業者に求められる諸課題への適切な対応
 - ①地域生活支援事業、高齢障害者問題、差別解消法、意思決定支援、成年後見制度等への理解を深めつつ利用者の地域生活支援と人権擁護に努める。
 - ②「新しい地域包括支援体制」の構築を視野に、コーディネーター人材の育成に努める。

イ 人材の確保、定着、育成の推進

- ①人材確保のための採用チャンネルを拡大する。
- ②職員の専門知識の習得、技術向上等キャリアパスの明確化とそのため体系的な教育研修プログラムを策定・実行する。
- ③計画的な人事異動による適材適所な配置と登用を行う。
- ④次世代のリーダー（後任者）を計画的に育成する。

ウ ガバナンスの確立

- ①理事会、評議員会、理事、監事及び評議員が各人の職責を自覚し、法人及び施設・事業所経営の検証や理事会・監事・評議員会の相互牽制を図る。
- ②法人及び施設・事業所経営が円滑に機能するよう、法人運営会議、業務執行理事など執行体制を強化する。

エ コンプライアンス（法令遵守）の徹底

- ①研修等に参加して施設・事業所が遵守すべきルールの変更について情報を入手する。
- ②職員に対して社会福祉諸法令、労働法令、虐待防止法等の適切な理解を促進し、社会的ルール順守の重要性を周知徹底する。

オ 堅確な財務規律と内部管理体制の確立

- ①業務の適正化、財務の充実・健全な運営を図るため、内部管理体制の整備と併せ会計監査人による監査を通じ財務情報の信頼性向上と業務の効率化に努める。
- ②職員に対しては、社会保障財源が逼迫する中、コスト意識を醸成するための取り組みを行う。
- ③財務情報や事業報告などもタイムリーにホームページやニュースレター等で公開し、経営状況の「見える化」「見せる化」に努める。

(2) 利用者サービス

ー 社会福祉法人に求められる課題を踏まえ利用者へのサービスの質向上に努めるー

ア 虐待防止、差別解消や合理的配慮など利用者の人権尊重に向けた取り組み

- ①全職員が法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた行動に努める。
- ②利用者の人権や尊厳遵守の重要性についての職員に対する倫理教育を充実する。
- ③「意思決定支援」や「合理的配慮」の考えに基づき利用者個々人の特性に配慮した説明方法を用いるなど自己決定を尊重する。
- ④苦情解決制度に基づき利用者や家族等からの苦情・相談に誠意をもつて的確に対応する。
- ⑤虐待チェックリスト等の活用により、職員が自身の支援等を省みる機会を設けるなど虐待の早期発見早期対応に努める。
- ⑥規定に基づき利用者のプライバシー、個人情報保護を徹底する。

イ 利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスの提供

- ①サービス提供方針の明確化、業務手順・マニュアルの策定や研修等による職員の専門知識・技能向上。
- ②職員参加の下、サービスの改善の取組。

- ③サービスの自己評価・第三者評価に基づく見直しや改善。
- ④アンケートや家族会等を通じての利用者・家族の声や満足度の支援への反映。
- ⑤入所施設においては「居宅に近い環境」「家庭での生活に近い日常」「その人らしい空間づくり」に取り組む。

ウ 福祉サービスの一層の充実を目指した生活環境・利用環境の向上

- ①良質且つ安全・安心な利用者サービス提供のために、施設・設備の改築改善を年次計画に沿って着実に進捗させる。
- ②利用者・職員の双方の利便性、快適性を追求した設備機器の導入更新を行う。
- ③利用者のプライバシーが守れるような配慮をする。
- ④建物内の温湿度管理、採光、風呂・トイレにおける防臭・防カビ、生活上の臭いや排泄物等の適切な処理など衛生的な環境を整備する。

(3) 安全衛生対策

ー法人の総合的な安全衛生対策の向上を図るー

ア 防災・防犯対策の向上と交通事故防止対策

- ①地震・津波、火災、風水害、パンデミック等あらゆる災害時や防犯の対応等日頃の備えと緊急時への即応力を強化する。
- ②ドライブレコーダーの設置や交通安全講習等の安全対策に注力し利用者送迎時の事故防止に努める。

イ 利用者安全衛生対策の向上

- ①事故・ヒヤリハット報告に多く見られた転倒・誤薬への対策を全施設・事業所の課題として徹底する。
- ②感染症の予防・拡大防止のためのマニュアル整備、職員教育、必要な薬剤の整備などに取り組む。
- ③この対策に必要な設備の見直し、機器の導入に努め、利用者の立場に立った改善を図って行く。

ウ 職員の労災事故防止、メンタルヘルスとハラスメント対策の向上

- ①腰痛防止策など職員の労災事故防止のための対策を推進する。
- ②職員の心身の健康を守るため良好な職場の人間関係の構築・維持に努める。
- ③有給取得促進、時間外労働削減などワークライフバランスに配慮する。
- ④各ハラスメントについても日々のチェックと相談窓口の活用で問題解決に努める。

エ IT・情報管理対策の向上

- ①ITシステムへの内外からの不正通信の防御。
- ②内部からの個人情報等の流失防止。
- ③ハード・ソフトの両面から一層の検討と対策を実施し、リスク管理体制の強化と不正事故の防止に努めていく。

(4) 公益的活動

－地域から必要とされる社会貢献活動を推進する－

ア 医療・福祉専門職の施設派遣や他法人等への人的支援・協力

- ①地域の福祉施設等の求めに応じて医療・福祉専門職を派遣し地域全体のサービスの質向上を図る。
- ②社会福祉法人、NPO法人や各種協議会等に職員を派遣して人的支援・協力を行う。

イ 地域活性化への取り組み等公益的な取り組み

- ①コミュニケーションセンターM a d o o k a 事業の推進として、ちば醤油工場跡地を活用し、子ども食堂を初めとした各種取り組みを展開し、地域の活性化に努める。
- ②佐原駅近隣に開設した駅前サロンを活用し、地域の障害者・高齢者等に対して憩いやふれ合いの場を提供する。
- ③他法人・団体との連携や地域住民、後援会、家族会等と幅広く連携して、様々な福祉・生活支援ニーズの発掘とその対応など、公益的な活動を推進し社会への貢献事業に積極的に取り組む。
- ④ロザリオ体育館、中沢ホール、海上寮グラウンド、高萩福祉センターさわやかホール等諸施設を開放し、近隣の社会福祉法人、NPO法人、市民団体、スポーツ団体等が実施する非営利事業に関連施設を無償提供して、地域との連携を深めて行く。

ウ 障害者週間行事による地域啓発活動

- ①障害者週間に福祉・医療に係る本会主催の講演会を企画し、法人職員に加えて地域の福祉関係者等に研修機会を提供することにより地域の福祉サービス向上に寄与する。
- ②ロザリオ福祉作文コンクールによる海匝・香取圏域小中学生の福祉教育として、海匝・香取圏域の小中学生を対象としたロザリオ福祉作文コンクールを実施して、次代を担う青少年に「障害とは、福祉とは何か」を考える機会を提供する。

2 施設等の整備

2-1 海上療養所

- (1) 海の星病棟1階、2階 西側廊下(壁・床)改修工事(概算500万円)

2-2 訪問看護ステーション・ソフィア

- (1) 車輛(軽自動車)購入。

2-3 聖母療育園

- (1) エレベーター復旧工事 500万円
- (2) 歯科ユニット一式更新 500万円
- (3) 7・8号室サッシ交換工事 180万円

2-4 聖母通園センター

- (1) 空調取替工事1階 130万円

2-5 ロザリオ発達支援センター

- (1) カーポートの設置
- (2) 玄関の改修工事

2-5 聖マリア園

- (1) 屋根外壁修繕工事(建物等の老朽化対策)
- (2) 居室修繕工事(居室2部屋・ベッド入れ替え2台)
- (3) 浴室改修工事
- (4) 中間浴槽購入(中央競馬馬主社会福祉財団助成金申請希望)
- (5) ストレッチャー浴の整備
- (6) 車輛整備(軽トラック)
- (7) デイサービスセンター浸水対策工事
- (8) ステンドガラス補修工事者共同の大型冷蔵庫購入
(NHK歳末たすけあい助成金申請予定)

2-7 聖家族園

- (1) 屋根・外壁等改修工事(平成29年度継続事業)
- (2) 短期入所用居室増築工事
- (3) 管理棟系統給水管修繕及び1階障害者トイレ改修
- (4) 畑に東屋設置
- (5) 事務外倉庫整備
- (6) 10人乗り車輛購入
- (7) 食堂床改修
- (8) 排煙機器交換
- (9) 男性浴室改修工事

2-8 ナザレの家あさひ

(1) 横大道ハウス 外壁等修繕工事 (建物の老朽化対策)

2-9 みんなの家

- (1) 車輛 (軽バン) 2台の購入
- (2) カラー複合機の購入
- (3) 栄養成分表のラベル機の購入
- (4) 長岐ホール前のスロープ屋根の修繕工事
- (5) キュービクル囲屋根設置工事

2-10 聖家族作業所

- (1) 本館の外壁塗装修繕工事 480万円
- (2) 本館のLED対策工事 250万円

2-11 佐原聖家族園

- (1) エアコン設置工事 (もくれんの家)
- (2) 軽トラック購入
- (3) 農作業棟空調工事

2-12 聖ヨセフつどいの家

- (1) 送迎ならびに外出活動用リフトカーの整備
- (2) 1階東側出入口改修工事

2-13 友の家

- (1) 玄関、フリースペース 天井 壁修理
- (2) 車両購入 (軽自動車)

3 会議

3-1 評議員会

法人運営に係る重要事項の議決機関として位置付けられている評議員会は、理事会のけん制機能を有することが期待されている。

定款に基づき平成30年度は、定時評議員会として年2回、6月及び3月に開催するほか、11月に事業計画の変更及び予算の補正の審議のために開催予定である。

(1) 評議員（7名・五十音順）

- | | |
|--------|--------|
| ①木村 明夫 | 歯科医師 |
| ②久米 倫男 | 元会社役員 |
| ③越川 一幸 | 元公務員 |
| ④佐野 善房 | 弁護士 |
| ⑤松井 安俊 | 元小学校長 |
| ⑥湯川 健三 | 元会社役員 |
| ⑦米本弥栄子 | 元旭市教育長 |

3-2 理事会

理事会は、本会の業務執行の決定機関としての機能を果たすため、原則として2カ月に一度開催する。

(1) 理事（6名）

- | | |
|--------|----------|
| ①桑島 克子 | 理事長 |
| ②石毛 敦 | 常務 |
| ③向後 文司 | 元銀行役員 |
| ④白井 正和 | 友の家所長 |
| ⑤加瀬 光一 | 海上寮療養所院長 |
| ⑥吉川 敦 | カトリック司祭 |

(2) 監事（2名）

- | | |
|-------|-------------|
| ①加瀬 博 | 元銀行支店長 |
| ②埜 政美 | 旭市社会福祉協議会会長 |

3-3 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会を設置し、この機関の決定に従って評議員の選任・解任を行う。

(1) 評議員選任・解任委員会（3名）

- | | |
|---------|--------|
| ①立川 國紀 | 元会社部長 |
| ②加瀬 博 | 元銀行支店長 |
| ③花牟礼 香一 | 係長事務員 |

3-4 法人運営会議

原則として毎週火曜日に開催し、理事会、評議員会の議決に基づいて人事、労務、財務、サービスその他法人運営全般にわたる事項の協議と意思決定を行うとともに、理事長の諮問機関として理事会に対する意見具申等を行う。

- 構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する施設・事業所長

3-5 経営会議

施設あるいは関連事業所グループ（①海上寮療養所＋ソフィア②聖母療育園＋聖母通園センター＋ロザリオ発達支援センター＋旭市こども発達センター③聖マリア園④聖家族園⑤佐原聖家族園＋ナザレの家かとり＋みらい⑥ナザレの家あさひ⑦ワークセンター＋みんなの家＋東総就業センター⑧聖家族作業所⑨聖ヨセフつどいの家＋香取障害者支援センター＋香取就業センター⑩高齢者支援センター＋ロザリオ訪問介護事業所＋デイサービスセンター・ローザ⑪友の家＋海匠ネットワーク）ごとに、原則として毎月1回実施し、施設・事業所運営上の問題全般にわたって協議を行う。

- 構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
施設・事業所長、及び施設・事業所長が指名する幹部職員

3-6 施設・事業所長会議

原則として毎月第3水曜日に開催し、理事会、評議員会の議決と法人運営会議の意思決定に基づいて、法人全体及び施設・事業所横断的な事項全般にわたって合意、確認、意思統一を図ることを目的とする。

- 構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
海上寮療養所、ワークセンター、聖母療育園、聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、みんなの家、聖家族作業所、ナザレの家あさひ、ロザリオ高齢者支援センター、デイサービスセンター・ローザ、佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家、友の家、海匠ネットワーク、香取障害者支援センター、ロザ

リオ発達支援センターの各施設・事業所長

3-7 その他の会議、委員会

(1) 研修委員会

法人全体及び施設内の研修計画立案と実施等に携わる人材を育成するため、施設横断的組織として平成18年11月に本委員会を発足して現在に至っている。

本委員会は研修課長、施設・事業所長会議代表者と主要な施設から選任された研修委員で構成し、採用年度別研修会を運営・指導するほか年6回委員会を開催して施設内研修状況の確認や研修計画の立案を行う。具体的計画は本事業計画書の本部研修課欄に詳述する。

(2) 総合安全対策委員会

法人全体の総合的な安全対策を協議、検討する機関として月1回本委員会を開催する。委員は施設の防災委員等で構成し、法人・施設・事業所が連携をとりながら防災、安全、インフルエンザ等の多様な課題に取り組む。

(3) 地域生活支援連絡会

職員の研修の場、参加者が自分の意見を発言していく訓練の場、情報共有の場、制度・機能の縦割りでない横のつながり強化することを目的として月1回開催する。

(4) 通所事業所連絡会議

各事業所のケースやサービス等で抱える問題点を、それぞれの立場から意見交換し検討していく。また、他法人の通所事業所見学を実施し学びの場を設けるとともに職員間の交流を深めていく。

(5) 広報ロザリオ編集委員会

施設から選任された編集委員によって構成し、広報ロザリオ刊行に係る諸業務を企画、実践する。

(6) 福利厚生センター運営委員会

職員の福利厚生事業を担当する福利厚生センターを運営するため、施設から委員を選任して、職員夏祭り、バレー大会等諸行事の企画、運営を担当する。

(7) 事務連絡会

会計、給与、人事、行政事務、その他法人・施設運営事務全般に係る事項を的確に遂行するために、関係事務職員を構成員として隔週1回連絡会議を行う。また、制度の変更、一部改正等施策の動向に応じた情報交換の場及び職員研修の場としても機能するよう運営する。

4 地域との連携（交流）

地域との連携や交流を促進するため、また地域公益活動の一環として今年度も下記の行事等を実施する。

4-1 地元説明会

地域協議会と同等の位置づけで年一回（7月上旬）近隣在住の方々に対して本会の事業内容や将来の展望等を報告、説明するとともに、地域の方々からの本会に対する意見、要望を聞くなどして相互理解を深める機会とする。

4-2 ロザリオ福祉まつり

近隣の市町村から多くの市民が訪れる「ロザリオ福祉まつり」は、今年度で29回を数え、利用者や家族、ボランティア、職員を交えた一大イベントとして地域と利用者及び施設の交流を実現する最も大きな機会となっている。

利用者の意思を尊重した運営、個々に応じた出番や役割を設定するなど利用者参加型のお祭りを目指し、全施設・事業所参加型の協働協力体制で取り組みたい。

今年度の日程は平成30年9月30日（日）を第一候補に後援会ほか関係団体と調整を図りたい。

4-3 作文コンクール

東総・香取地区の小中学生から福祉を題材にした作文を募集し、優秀作品を選考、表彰する本事業について、今年度も例年どおり6月に募集を開始し12月に表彰式を実施する。

なお、本事業はロザリオの聖母会の地域サービス（啓蒙活動）の一つとして位置づけられるものである。

4-4 ボランティア受け入れ

先の「ロザリオ福祉まつり」などの全体行事には、今年度も近隣の中・高校生に学校を通じて協力を求める。また、その他随時施設内の行事や業務についてもボランティアの協力を求め、それらのことを通じて施設の社会化と地域との交流を図っていく。

なお、昨今の人材不足に対する長期的な対策として小中高校生のボランティア受け入れを位置づけ、彼らが将来福祉施設で働くことを望むような体験をしてもらえるよう心がける。

4-5 障害者週間行事

本会の地域公益活動として位置づけ、地域に開いた催しとする。具体的には、平成30年12月8日（土）の午後、ロザリオ福祉作文コンクール表彰式、ボランティア感謝式と障害者週間行事に則した講演会等を行う予定である。

4-6 ロザリオの聖母後援会

経営基盤の脆弱な施設・事業所の環境整備やサービス改善を図る上で、また、法人独自事業の展開を図る上で後援会の存在は大きな支えとなっており、30年度は6月と31年3月に役員会を開催してロザリオ福祉まつりや後援会寄付金の使途などについてご協議、本会運営面のご助言をいただく予定である。

○後援会役員名簿（敬称略・五十音順）

会長 冨田哲雄

役員 飯笹与一、伊藤武衛、伊藤隆一、井橋千代子、小嶋卓、杉崎英雄、
関本光彦、平野みとり

4-7 長嶋茂雄旗争奪野球大会

巨人軍長嶋茂雄氏から社会福祉振興のために優勝旗が贈られた。本会ではこれを機に施設職員の慰労、激励と地域青年との交流を目的としてこの大会を主催しており今年度は第24回を数える。

4-8 陶芸教室

本会の陶芸室を地域に開放し、毎月第二土曜日に講師を招いて利用者、職員、地域の方々の交流の場を設けている。

4-9 コミュニケーションセンターM a d o - k a

地域には高齢者・障害者・子どもなどすべての人々がともに社会を創り、より良く生きていくための地域福祉があらためて問われている。

本会は地域福祉推進の具体的な取り組みのひとつとして、コミュニケーションセンターM a d o - k a（マドカ）の活動を推進してきた。平成30年度も具体的な地域福祉活動を通して、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる活動を基本コンセプトとして、地域福祉実践の場のひとつとしたい。

（1）コミュニケーションセンターM a d o - k a（マドカ）活動目標

- ①「子ども食堂」の活動を中心に、地域福祉活動および住民活動のサポートを推進する。
- ②老若男女や障がいのある人もない人も、互いに市民として交流また活動できる場を提供する。また、そのコーディネート活動により「ノーマライゼーション」の理念を実践する。
- ③誰でも気軽に利用できる地域交流スペースを通じて地域住民の情報交換、交流、活動推進を支援する。
- ④既存の制度に左右されることなく、住み慣れた地域で住民が福祉活動を実践することを支援する。
- ⑤自宅や学校、施設などとは違う「もうひとつの居場所」を提供することで、ひろく住民が休息できること、またそのことで、住民にとって「一隅を照らす」場であることを目指す。

(2) 活動内容（目標とする機能）

- ①地域福祉における相談支援機能
- ②地域住民の交流、生きがいつくり、活動連携機能
- ③市街地における休憩スペースとしての機能
- ④生活支援におけるコーディネート機能（ボランティアの育成、活動サポート）
- ⑤地域福祉に係る情報案内、情報発信機能
- ⑥地域における防災支援機能。

4-9 佐原駅前サロン

佐原駅近隣に開設した駅前サロンを活用し、地域の障害者・高齢者等に対して憩いやふれ合いの場を提供する。

5 防災、緊急時の対策

入所・通所・相談系合わせて多くの利用者を数える本会の防災・緊急時対策は、施設毎のきめ細かな対策はもとより、法人全体の連携ある総合的な対策が重要である。

そのため9月に全施設・職員参加の総合防災訓練を設定し、旭市消防組合、地元消防団の協力を得ながら通報・初期消火・避難誘導訓練等を実施する。なお、今年度の担当施設は「聖家族園」とする。

本会では、この訓練を含めた法人内外の安全対策を検討、遂行する施設横断的機関として総合安全対策委員会の主導により、下記の計画の下、よりきめ細やかな対策に法人一体的に取り組む。

(1) 総合安全対策委員会

総合安全対策委員会は毎月第1水曜日の12:30から1時間程度開催し、各事業所担当者参加の下、法人全体の総合的な安全対策を協議・検討する。

ア 法人全体の防災・防犯対策の向上

- ①消防用設備・機器の定期点検と消防法令に基づく適正な運用の確認
- ②防災無線、防犯カメラの配備と適切な運用管理
- ③感染症対策の継続・向上（インフルエンザ・感染性胃腸炎等）
- ④メール配信システムの効果・効率的な運用
- ⑤福祉避難所等地域との連携を強化する対策
- ⑥震災・津波・風水害対策マニュアルの見直しと対応訓練の実施
- ⑦非常時における生活物資の備蓄確認（飲料水・食料等）及び災害時・後の継続したサービス提供体制の確認と構築
- ⑧職員の労働災害防止に資する対策

イ 利用者等安全対策の向上

- ①災害対策（特に地震・津波等天災時）
- ②サービス提供上の事故対策（事前の防止策検討と事後の迅速な対処及び情報共有システムの構築）
- ③無断外出、行方不明対策（同上）及び外出・外泊時の対策（同上）

ウ 安全運転対策の向上

- ①送迎車両の安全対策（交通講習会の継続実施、交通安全運動ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起、ドライブレコーダーの導入促進）
- ②訪問・相談系車両の安全対策（同上）
- ③通勤車両の安全対策（交通講習会の継続実施、交通安全週間ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起）
- ④道交法違反行為対策（交通講習会の継続実施、交通安全週間ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起）

- エ IT・情報の適切な管理、及び体制の見直し
- ①業務上の電子情報を外部へ持ち出さない、個人用電子機器から内部へ電子情報を持ち込まないことの周知徹底。
 - ②本部IT促進係による管理ソフトを活用した一元管理の徹底。

- オ クレーム対策
- ①近隣住民へ事前の情報提供と事後の迅速かつ真摯な対応

- カ 職員による私的ボランティア活動時の事故防止
- ①経営会議等での情報収集
 - ②届出書による状況把握

<平成30年度対策項目>

- 4月 設備点検（防災計画、ライフライン、給食、メール配信リスト、緊急連絡網）
 - 5月 環境整備施設内外（遊歩道、段差、草刈等）、メンタルヘルス
 - 6月 交通安全講習会（交通法規遵守の徹底、ドライブレコーダー確認）
 - 7月 夏季対策（屋内外活動、熱中症、食中毒等）、労働災害対策、不審者対応訓練
 - 8月 虐待防止（研修の強化）権利擁護、その他の関係事項
 - 9月 防災訓練（備蓄品や非常持出品等の確認）、福祉避難所対策
 - 10月 防犯対策（IT関連、個人情報保護、施錠、不審者、カメラ等確認）
 - 11月 感染症対策 ノロウイルス、インフルエンザ等（衛生用品等の備蓄確認）
 - 12月 運転マナー（思いやり運転、スピード、飲酒）
 - 1月 火災対策（火災予防、消防設備、防災設備、トラッキング事故防止等確認）
 - 2月 医療介護 事故防止（転倒、誤嚥等）
 - 3月 災害対策（地震 津波 3.11の振り返り）風水害対策
- BCP資料の提出
- ①備蓄リストと発注マニュアル（5月、6月は確認月）
 - ②パンデミック時の業務継続計画（7月は確認月）
 - ③地震・津波時の行動計画（3月は確認月）

6 福祉サービスの向上

6-1 自己評価

「ロザリオの聖母会福祉サービス共通基準2013年改訂版」(平成25年9月18日付で策定)を用いて、11月に全施設・事業所が自己評価を行う。

6-2 第三者評価

30年度は佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家が受審を予定している。

6-3 施設・事業所

施設・事業所で日常的に行われている活動では具体的な形でサービスの質向上につながると思われる取り組みが行われている。

入所・通所系事業所において建物・設備面での改善が計画的に進んでいることや老朽化した車両の更新なども基本サービス面での質向上に関係づけられる。また、処遇面での外出等の個別支援、土曜通所、保護者参加の下での各種行事なども質向上への一助になっていると思われる。

相談系では前年度に引き続き、自立支援協議会の部会活動の一環として相談支援事業所の集まりを定期的に行うことなども法人内にとどまらない地域全体のサービスの質向上を目指す活動として位置づけられる。また、外部研修への参加により最新の情報を収集し知識とスキルを深めていることも、相談レベルの向上につながっていると考えられる。

30年度も上述の施策を通じて、サービスの質向上に努めていきたい。

6-4 職員

サービスの質の主要な部分が職員のコミュニケーション能力に依拠することは対人サービスの基本だが、施設・事業所によっては、この部分で利用者や保護者の方々との摩擦、軋轢を生じるケースが少なくない現実には、十分改善されているとは言い難いので、30年度も引き続き研修計画や諸施策に組みこむ。

また、管理者と職員、及び職員間の縦横のコミュニケーション(報告・連絡・相談を含む)改善は職員の意欲、やる気を引き出し、ひいては利用者へのサービスの質向上につながるとの認識から、施設・事業所内の報告、連絡、相談を丁寧に習慣づけることや人事考課面接の機会を大切に扱うなどの地道な活動を繰り返すことによって着実な向上を図りたい。

次いで、良質なサービスを提供する上での前提条件である職員の心身面での健康を良好に保ち、良質な労働力を再生産し、腰痛防止など労働災害を未然に防ぐため、パワーアシストなど介護機器やロボットなどの導入促進を図りたい。

7 権利擁護

全職員が法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた行動に努めるとともに、今後は虐待防止及び権利侵害、差別解消等に対する施設・事業所内部のあらゆるチェック機能を確実に運用し、早期発見・再発防止策の徹底を図る。

虐待防止には職員個々が誠実な知性と豊かな感性や人間性を醸成すると共に、それらのバックボーンである確固たる倫理観や道徳観を確立することが肝要と思われるので、30年度も内外の研修機会を一人でも多くの職員が持てるよう努力していきたい。

研修内容については制度論や原則論だけでなく職員一人ひとりの自らの内面を見つめ直すことによって内発的に虐待防止に取り組むよう引き続き努力を傾けたい。

職員による虐待の背景には、心身両面でのストレスや過重負荷が相当程度のウェイトを占めるため、職員アンケートやストレスチェックを通じて個人や組織の状態を把握し、人事異動、人材の補充、待遇面での改善など、機動的な措置が講じられるように努める。

障害のある方々に限らず、高齢者、女性、子ども、外国人労働者など弱い立場の方々に襲いかかる人権侵害事例はこの地域においても例外ではないので、本会では各種相談系事業所を窓口にして宿泊施設やコミュニケーションセンターM a d o - k a（マドカ）による無料、低額のサービスを提供する、あるいは可能であれば生活困窮者に働く場を提供するなどの活動を法人の地域貢献と位置づけて推進していく。

8 苦情解決

本会の苦情解決制度は平成12年度にスタートして現在に至っている。

施設・事業所はもれなく苦情解決マニュアルを整備するとともに、施設ごとに苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置し、第三者委員には法人全体で松井安俊氏、向後恵子氏に委嘱している。

苦情受付方法は口頭、文書等様々でありEメールによる受付も行っている。今年度も引き続きこの制度を実施していくが、利用者にとってより分かりやすい制度の周知、施設内の掲示方法や苦情内容の職員間共通理解等の面をさらに向上させるよう取り組む。

社会福祉法人にとっての苦情は、一部にはクレーム性の強いものも見られるが大多数は利用者と施設・事業所との非対等性の中から生じるサービスへの不満であることから考えると、本会および施設・事業所は、寄せられる苦情をマイナス感情で、あるいは自己防衛の態度で受けるのではなく、問題をサービスの質改善・向上に結びつけようとする姿勢で対応することが肝要である。

今年度も苦情を受付ける度に、その苦情の背景にある申出者の心理的要因まで踏み込み、その原因を分析・把握し、原因除去を中心に問題解決を図ると共に、サービスの質の向上や環境改善に結び付けていきたい。

9 情報公開

本会の広報紙である「広報ロザリオ」を年4回、4月、7月、10月、1月に発行する。

その他6月には法人財務状況情報公開の一環として「事業報告・決算特集号」を、また12月には「作文コンクール特集号」を発行する予定である。

平成26年5月29日付厚生労働省通知「社会福祉法人の認可について」により、インターネットを活用した公表が義務付けられたため、7月には本会のホームページ上にて、最新の財務諸表等決算情報と県へ提出した現況報告書を公開する予定である。

その他インターネットによるホームページでは、各施設の事業内容やトピックスなど随時更新を促進して広く社会に情報を提供するとともに、アクセス数の増加を図る。

また、各施設・事業所においては個別の園だよりやニュースレター等を発行、発信して利用者、保護者及び関係者への情報提供に努める。

なお、昨今の社会福祉法人を取り巻く情勢を踏まえると、本会の社会及び地域貢献的な性質をもつ各種事業を本広報紙によって社会に紹介することは重要な意味を持つと思えるので、30年度もこの姿勢を表現する紙面作りを心がけたい。